

令和 4 年度第 3 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 4 年 5 月 1 6 日

担当部・課：市民生活部地域協働課〔内線 3 3 1 3〕

① 件 名									
集会所建設費等補助金の見直しについて									
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）									
<p>【背景】 本市においては、住民の連帯意識の醸成と自治意識の高揚を図るため、町内会その他市長が認める者が行う地域住民のための集会所の建設事業に対し補助金を交付してきたが、建設費の上昇が続く中、近年ではコロナウイルス感染症拡大の影響等から資材の急激な高騰も起きており、施設整備を進める上での対応が必要である。</p> <p>【目的】 住民の連帯意識の醸成と自治意識の高揚を図るため、石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の一部を改正し、建設費の高騰に対応し、円滑な施設整備を目指す。</p>									
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性									
<p>【根拠法令】 石巻市集会所建設費等補助金交付要綱</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 2 次石巻市総合計画実施計画 第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち 第 1 節 共生型社会に向けた地域コミュニティ活動活性化の充実</p>									
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）									
<p>平成 3 1 年 4 月 石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の改正 令和 3 年 1 2 月 市内各町内会へ集会所に関する調査実施 令和 4 年 3 月 福島県沖を震源とする地震発生、総合支所関係課を含む担当者会議</p>									
⑤ 主な内容									
<p>石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の一部改正</p> <p>(1) 新築及び増改築の建築単価について、現行 1 平方メートルあたり 1 6 0, 0 0 0 円までとしているが、建築単価の動向（令和 3 年度建築着工統計に基づく木造建築物の建築単価（1 6 8, 3 8 8 円）を踏まえ、1 平方メートルあたり 1 7 0, 0 0 0 円を上限とする。ただし、同要綱別表第 1 に定める補助金上限額については、集会所施設の平均建築面積（約 1 3 1 m²）よりも高く想定していることから、現状のまま据え置きとする。</p> <table border="1" data-bbox="226 1816 1367 1995"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> <th>補助金上限額（現状）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築事業並びに増築及び改築事業</td> <td>3 分の 2</td> <td>1 7, 6 0 0 千円</td> </tr> <tr> <td>新築事業並びに増築及び改築事業 （市有地を借用する場合）</td> <td>2 分の 1</td> <td>1 3, 2 0 0 千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助率	補助金上限額（現状）	新築事業並びに増築及び改築事業	3 分の 2	1 7, 6 0 0 千円	新築事業並びに増築及び改築事業 （市有地を借用する場合）	2 分の 1	1 3, 2 0 0 千円
区分	補助率	補助金上限額（現状）							
新築事業並びに増築及び改築事業	3 分の 2	1 7, 6 0 0 千円							
新築事業並びに増築及び改築事業 （市有地を借用する場合）	2 分の 1	1 3, 2 0 0 千円							

(2) 修繕等の補助上限額の改正について、新築単価の上昇率（6.3%）を乗じた金額とする。

区分	補助率	上限額【変更】	上限額【現行】
改装及び修繕事業	3分の2	1,610千円	1,520千円
付帯設備の修繕及び整備事業 (浄化槽設置等を含む)	3分の2	1,610千円	1,520千円
公共下水道等への接続事業	2分の1	1,070千円	1,010千円

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

補助可能額を増額することにより、自治会のコミュニティ活動における負担軽減を図るもの。

【市財政への負担】

[新築] 1地区予定：床面積 80.53 m²

※市有施設廃止に伴う建設のため、現有面積(67.65 m²)までは補助率 10/10、

現有面積を超える部分(12.88 m²)は補助率 1/2 にて算出

(現行) @160千円×67.65 m² =10,824千円

@160千円×12.88 m²×1/2=1,030千円 10,824千円+1,030千円=11,854千円

(改正案) @170千円×67.65 m² =11,500千円

@170千円×12.88 m²×1/2=1,094千円 11,500千円+1,094千円=12,594千円

(差額) 740千円

[修繕]

補助金上限額改正により影響が出る案件 1地区

(現行) 152万円 (改正案) 161万円 (差額) 9万円

[財源] 地域づくり基金を充当

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

集会所に係る建設費補助金について

補助要綱	新築		修繕等	
	補助率	上限額	補助率	上限額
仙台市	3分の2	1,000万円	3分の2	30万円、改築800万円
大崎市	4分の3	1,125万円	4分の3	375万円
登米市	2分の1	1,000万円	2分の1	250万円
東松島市	市民センターや災害公営住宅事業で整備、民設の案件があれば個別に協議			
気仙沼市 女川町	公共施設として整備しており、交付要綱なし			

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年6月 石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の一部改正
(施行予定年月日：令和4年6月1日、適用年月日：令和4年4月1日)
補助金制度の見直しについて、ホームページで周知
市議会第2回定例会に補正予算について提案

令和5年4月 市内に老朽化した集会所的施設が多いことから、令和4年度内に施設整備補助方法の見直しを検討し、総合的な補助制度の改正を実施する

⑨ その他